

One-or-Eight合同会社 なすのケアステーション

指定訪問介護事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 One-or-Eight合同会社が開設する「なすのケアステーション指定訪問介護事業所」（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 訪問介護の事業は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 なすのケアステーション
- 2 所在地 栃木県那須塩原市緑1丁目8番43号坂本事務所1

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定訪問介護の提供に当たるものとする。
- 2 サービス提供責任者 介護福祉士、実務者研修修了者及び看護師・保健師・准看護師 1名以上
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
- 3 訪問介護員等 介護福祉士1名（常勤職員、管理者と兼務）以上
初任者研修修了者、実務者研修修了者、看護師、准看護師のうち2名以上
訪問介護員等は、指定訪問介護の提供に当たる。

(営業日・営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日、水曜日、金曜日
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(訪問介護の内容及び利用料)

第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

(※厚生大臣が定める基準(=介護報酬告示)は、事業所の見やすい場所に掲示すること)

身体介護	20分未満	20分~30分未満	30分~1時間未満	1時間以上~1時間30分未満	1時間30分以上 (30分増すごとに)
	1,630円	2,440円	3,870円	5,670円	+820円
生活援助	20分以上45分未満		45分以上		
	1,790円		2,200円		
生活機能向上連携加算 (I) 1,000円/月 (II) 2,000円/月					

2次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は徴収しない。

3前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書の署名(記名)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、介護サービスを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、大田原市、那須塩原市、那須町、矢板市、塩谷町、那珂川町、那須烏山市とする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第9条 事業所は利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- 1 虐待防止委員会を設置し、委員長を虐待防止に関する責任者とする。
- 2 虐待防止委員会は必要に応じ成年後見制度等必要な制度の利用支援をおこなう。
- 3 虐待防止委員会は虐待の防止のための指針を整備し、必要時に外部機関との連携を図る。
- 4 虐待防止委員会は定期的に会議を開催し、その結果を公表し従業者に対して周知徹底をおこなう。
- 5 虐待防止委員会は従業者に対して定期的に研修を開催する。

(業務継続計画の策定等)

第10条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る

ための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第11条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（1）事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果位について、従業者に周知徹底を図る。

（2）事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

（3）事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（就業環境の確保）

第12条 事業所は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的關係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（その他運営についての留意事項）

第13条 事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

1 採用時研修 採用後3か月以内

2 継続研修 年1回以上

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項はOne-or-Eight合同会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成30年1月1日から実施する。

この規程は、平成30年4月1日から実施する。

この規程は、令和3年4月1日から実施する。

この規程は、令和5年5月1日から実施する。

この規程は、令和6年4月1日から実施する。